

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案要綱

## 第一 改正の趣旨

近年の社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化を踏まえ、社会福祉士及び介護福祉士の資質の確保及び向上並びに社会福祉士の活用場の充実を図るため、これらの資格の取得方法の見直し等を行うこと。

## 第二 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正

### 一 定義規定の見直し

(一) 社会福祉士の業務として、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者（二の(二)及び(三)において「福祉サービス関係者等」という。）との連絡及び調整を明確化すること。（第二条第一項関係）

(二) 介護福祉士の業務を「入浴、排せつ、食事その他の介護」から「心身の状況に配慮した介護」に改め、介護福祉士が専門的知識及び技術をもって行う介護の内容を明確化すること。（第二条第二項関係）

## 二 義務規定の見直し

- (一) 社会福祉士及び介護福祉士は、その担当する者が個人の尊厳を保持し、その有する能力及び適性に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実にその業務を行わなければならないこととする。 (第四十四条の二関係)
- (二) 社会福祉士は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に、福祉サービス及びこれに関連する保健医療サービスその他のサービス (三)において「福祉サービス等」という。) が総合的かつ適切に提供されるよう、地域に即した創意と工夫を行いつつ、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならないこととする。 (第四十七条第一項関係)
- (三) 介護福祉士は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に、認知症であること等の心身の状況等に応じて、福祉サービス等が総合的かつ適切に提供されるよう、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならないこととする。 (第四十七条第二項関係)
- (四) 社会福祉士及び介護福祉士は、社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、知識及び技能の向上に努めなければならないこととする。 (第四十七条の二関係)

### 三 介護福祉士の養成に係る制度の見直し

(一) 資格の取得方法の見直し

イ 大学に入学することができる者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものの等について、介護福祉士となる資格を有する者から介護福祉士試験の受験資格を有する者に改めること。(第三十九条及び第四十条第二項第一号から第三号まで関係)

ロ 三年以上介護等の業務に従事した者の介護福祉士試験の受験資格について、三年以上介護等の業務に従事した者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものに改めること。

(第四十条第二項第五号関係)

ハ 高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものにおいて三年以上(専攻科において二年以上必要な知識及び技能を修得する場合にあつては、二年以上)介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者を法律上介護福祉士試験の受験資格を有する者として位置付けること。(第四十条第二項第四号関係)

平成二十六年三月三十一日までに高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において三年以上（専攻科において二年以上必要な基礎的な知識及び技能を修得する場合にあつては、二年以上）介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者であつて、九月以上介護等の業務に従事したものは、介護福祉士試験を受けることができることとする。 （附則第十五条関係）

(二) その他

イ (一)のイ及びロの学校及び養成施設の指定並びに(一)のハの高等学校及び中等教育学校の指定に関して必要な事項は、政令で定めることとする。また、これらの学校等の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、これらの規定の施行前においても行うことができることとする。 （第四十四条及び改正法附則第二条関係）

ロ (一)のイに該当する者であつて介護福祉士でないものは、当分の間、登録を受け、准介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、介護等を業とすることができることとし、所要の規定の整備を行うこと。 （附則第二条から第十四条まで関係）

ハ その他所要の規定の整備を行うこと。

#### 四 社会福祉士の養成に係る制度の見直し

(一) 社会福祉士試験の受験資格を得るために修めることの必要な厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目及び社会福祉に関する基礎科目について、必要な基準を定めるため、文部科学省令・厚生労働省令で定めることとする。 (第七条第一号及び第二号関係)

#### (二) 資格の取得方法の見直し

イ 社会福祉士試験の受験資格を有する者として、社会福祉法に規定する社会福祉主事の養成機関の課程を修了した者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したものを加えること。 (第七条第九号関係)

ロ 児童福祉司等であつた期間が五年以上ある者の社会福祉士試験の受験資格について、児童福祉司等であつた期間を四年以上に短縮し、その期間が四年以上となった後、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者に改めること。 (第七条第十

二号関係)

ただし、公布の日から起算して五年を経過する日までの間に実施される社会福祉士試験及び同日後最初に実施される社会福祉士試験については、児童福祉司等であつた期間が五年以上ある者も受けることができることとする。 (改正法附則第三条第二項関係)

(三) その他

イ 社会福祉士短期養成施設等及び社会福祉士一般養成施設等の指定に関して必要な事項は、政令で定めることとする。 (第三十八条関係)

ロ その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 身体障害者福祉法、社会福祉法及び知的障害者福祉法の一部改正

身体障害者福祉司、社会福祉主事及び知的障害者福祉司の任用の資格に社会福祉士を追加すること。 (身体障害者福祉法第十二条、社会福祉法第十九条及び知的障害者福祉法第十四条関係)

第四 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成二十四年四月一日から施行すること。ただし、次の改正規定については各々に定める日から施行すること。

- (一) 第二の一及び二並びに第三 公布の日
- (二) 第二の三の(二)のイ 公布の日から一年を超えない範囲内において政令で定める日
- (三) 第二の三の(一)のハ及び四 平成二十一年四月一日

## 二 検討

政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 三 経過措置等

- (一) この法律の施行の際現に介護福祉士となる資格を有する者は、この法律の施行後においても、介護福祉士となる資格を有する者とする。
- (二) その他この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の

整備を行うこと。